第

136

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 7月22日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

△相続株の買取りは価格設定に要注意

○ :商法の改正により相続株式の買取りが可能となったそうですが、詳しく教えてください。

A: 今回の商法・有限会社法改正により、 以下の4つの事由に基づく「自己株式の取得」 が認められることになりました。

- ①利益により株式を消却するための取得
- ②使用人に譲渡するための取得
- ③株式譲渡制限会社による取得(会社自身 への売渡請求)
- ④株式譲渡制限会社による取得(相続) このうち、④については、同族会社にとっては相続税の納税資金の調達が可能となるところから注目が高くなっています。

ただし、④の相続株の買取りには次のような要件があります。

- (1)時間的制限····相続開始から1年以内に 買取らなければならない
- (2)株数制限・・・相続人から買取ることができる自己株の数は③と合わせて発行済株式総数の20%までとされる
- (3)買取総額・・・・自己株の買取総額は配当可能利益の範囲内までとされる
- (4)処分制限・・・買い取った自己株は相当の時期に処分しなければならない

((4)の処分とは他者への譲渡をいいます) 相続人からの自己株の買取りには、総株数 と総買取額に上限が設けられていますが、限 度内なら何でも良いわけはなく、高額買取り には代表訴訟や課税上の問題があるので注意 が必要です。









ı